

令和7年度静岡県産日本酒（G I 静岡）知名度向上事業業務委託仕様書

1 件名 令和7年度静岡県産日本酒（G I 静岡）知名度向上事業業務委託

2 目的

静岡県は、県産日本酒の知名度向上と販路拡大を図るため、令和5年11月に指定を受けた地理的表示「G I 静岡」を活かしたプロモーションを展開している。

そこで、県産日本酒の魅力や楽しみ方を紹介するイベントを実施し、訪日外国人旅行者（以下「インバウンド」という。）を含む幅広い層に当該イベントを活用し情報発信することで、県産日本酒の特長、魅力を周知し、知名度向上を図り消費拡大につなげることを目的とする。

3 業務委託期間

委託契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

※ただし、イベント等の実施は令和8年3月6日（金）まで

4 業務内容

(1) 県産日本酒の特長、魅力、楽しみ方が伝わるイベントの実施

＜イベントの概要＞

静岡の風土や独自の技術により産み出される県産日本酒の特長、魅力（飲み飽きしない食材の特長を引きださせる食中酒等）が伝わるイベントを企画、実施すること。

- ・実施時期、回数

令和8年1月19日（月）から3月6日（金）のうち、1日程度

- ・会場

静岡県内又は首都圏から、目的を達成できる効果的な場所を選定、調整し、決定すること。

ア インバウンドを含む幅広い層に対し、本イベントを活用した効果的な情報発信をすることができる参加者の選定、イベント参加への調整

- ・20歳以上の者とする。

- ・インバウンドを必ず含むこと。

- ・人数は問わないが、目的を達成できる効果的な者を選定、調整すること。

【想定例（効果的な情報発信をすることができる者）】

ソムリエ、日本酒のペアリングに精通している者、インフルエンサー、インバウンドに発信力のある者 等

- ・参加者の旅費、交通費、宿泊費、飲食費（総額10万円を超える場合）、交流費、販促品提供費等個人への給付経費に該当するものは対象外とする。ただし、ゲスト等を招いてトークセッションやセミナー等を実施する場合においては、当該ゲスト等に対する謝金や報償費は、対象とする。

イ 静岡の食と県産日本酒のペアリングの紹介

- ・イベント参加者に対し、県産日本酒と県産食材の相性の良さが伝わる内容とする。

- ・静岡の風土や歴史、地域、独自の技術との関わりなどのストーリーを含めて紹介する等、工夫を凝らした内容とすること。

- ・「4(2) 本イベントを活用した情報発信」の受け手（インバウンドを含む幅広い層）

に対しても県産日本酒と県産食材の相性の良さが伝わるように、工夫を凝らした内容とすること。

- ・試飲等を行う場合、飲食費（日本酒代、料理代）は総額10万円以内とすること。なお、参加者が自己負担で会場となる飲食店等で注文をすることは妨げないものとする。この場合において、本業務で提供する飲食費と参加者が自己負担で注文をする費用を明確に区分すること。
- ・銘柄はG I 静岡認定酒の多様な銘柄とすること。
- ・料理は静岡県産食材を使用したものとする（料理のメイン食材が県産であればよいものとする。）。

(2) 本イベントを活用した情報発信

- ・イベントに参加した者のみでなく、インバウンドを含む幅広い層に県産日本酒の特長、魅力を伝えるため、イベント参加者や受託者等による本イベントを活用した効果的な情報発信の手法を提案し、実施すること。
- ・媒体、手法の選択は自由とする。
- ・情報発信の日時については、イベント開催日と別日でもよいものとする。
- ・実績の把握、効果測定を必ず行うこと。

(3) その他

県産日本酒の特長、魅力に関する参考資料の一例として、以下を参考とすること。

＜しずおかの酒（パンフレット）県HP＞

https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/047/497/shizuokanosake.pdf

＜静岡県酒造組合HP＞

<https://www.shizuoka-sake.jp/>

5 注意事項

- ・提案内容の実施にあたり、関係者、施設等の調整は、受託者が責任を持って行うこと。
- ・業務委託の円滑な遂行を図るため、委託者に対し、業務内容や業務の進捗状況等を適宜報告し、委託者の指示に従うこと。
- ・本仕様書に定める以外の事項については、委託者の指示に従うこと。
- ・本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。